

憲法に於ては、國家の權力は國民に在り、國民は國家の主權者なり。故に國家の行政は國民の意思に依りて行はるべきなり。此の意を以て、國民の代表者たる議員は、國民の意思を代りて行政に參與するべきなり。然るに、現行の憲法は、議員の任期を短くし、且つ、議員の選出方法を不透明にして、國民の意思を正確に代りて行政に參與するを困難にせしめたるを以て、之を改定するに當り、議員の任期を長くし、且つ、議員の選出方法を透明にして、國民の意思を正確に代りて行政に參與するを容易にせしむべきなり。

櫻井義典著 櫻井義典全集 卷之三

財團法人協同會大阪支所

限ヲ加ヘントスル空氣ガ動イテ居ル、之ヲ爲スニハ社會主義ヲ以テ
 スルコトヲ是ト信スル國家社會主義、社會民主主義トアルガ要スル
 ニ政治ノ理想ハ唯一ツテ眞面目ニ勵ク人間ニ對シ喰フニ困マラス様
 ニスル事デアル、政治形式ハ何デモヨイカラ勵ク者ガ喰ヘル様ナ政
 治ヲスル様ニ我々ハ邁進セネバナラヌ
 我々ハ馬鹿ナルガ故ニ貧ナルニ非ズレテ貧ナルガ故ニ馬鹿ニサレル
 ノデアル、道徳ノ力ニ於テハ我々ハ富者ニハ何等劣ラナイ、政治支
 配ノ力デアル法律ガ公平ナレバ我々ハ劣敗者ニハナラナイト思フ
 山梨大將ヤ小橋一太ガ無罪ニナツタコトハ何ヲ物語ルガロウカ。
 現在ノ税制ハ收税ノ原則タル租税能力ヲ考慮スルコトニ缺ケテ居ル
 直接税ニ於テハ甚ダ不充分ナガラ稍原則ニ近イガ累進課税ノ率ガ低
 イ、其レニ引換ヘ無産者多數ノ負擔タル間接税ハ非常ニ多額デア
 ル其税金ガ我等ノ生活ヲ樂ニスル施設ニ費ス所ハ唯卑賤ノ少額ニ止
 マツテ居ルニ過ギナイ要スルニ上ノ人間ヲ救フテ其飛沫丈下ヲ救